

騒音・振動に関わる施設等の届出一覧

騒音関係の届出

No.	用途	施設名	騒音規制法 対象能力	県条例 対象能力
1	工場の 用に供 するも の	ディーゼルエンジン	—	7.5kw以上
		ガソリンエンジン	—	7.5kw以上
		クーリングタワー	—	0.75kw以上
		オイルパーナー	—	15L/h以上
2	空気圧縮・送風機(ファン)		7.5kw以上	—
3	金属加 工機械	圧延機械	22.5kw以上	—
		製管機械	○	—
		ペンティングマシン	3.75kw以上	—
		液圧プレス	○	—
		機械プレス	30重量t以上	—
		せん断機	3.75kw以上	—
		鍛造機	○	—
		ワイヤーフォーミングマシン	○	—
		プラスト	○	—
		タンブラー	○	—
切断機	○	—		
4	土石用・ 鉱物用	粉碎機	7.5kw以上	—
		摩砕機	7.5kw以上	—
		ふるい	7.5kw以上	—
		分級機	7.5kw以上	—
	"の加工 用に供 するもの	切断機	—	3.75kw以上
		せん孔機	—	2.25kw以上
		研磨機	—	2.26kw以上
5	繊維工 業の用 に供す るもの	織機	○	—
		動力打綿機	—	○
		動力混打綿機	—	○
6	建設資 材製造 機械	コンクリートプラント	混練容量が 0.45m3以上	—
		アスファルトプラント	混練容量が 200kg以上	—
7	穀物用製粉機		7.5kw以上	—
8	木材加 工機械	ドラムパーカー	○	—
		チッパー	2.25kw以上	—
		砕木機	○	—
		帯のこ機(製材用)	15kw以上	—
		帯のこ機(木材用)	2.25kw以上	—
		丸のこ機(製材用)	15kw以上	—
		丸のこ機(木材用)	2.25kw以上	—
	マッチ 軸木の 製造の 用に供 するもの	かなな盤	2.25kw以上	—
		軸むき機	—	○
		軸きざみ機	—	○
9	マッチ 軸木の 製造の 用に供 するもの	選別機	—	○
		乾燥機	—	○
		軸そろえ機	—	○
		抄紙機	○	—
10	印刷機械		○	—
11	合成樹脂用射出成形機		○	—
12	製鋼の用に供するもの	鑄造型機	○	—
		製鋼の用に供するもの	—	○

振動関係の届出

No.	用途	施設名	振動規制法 対象能力	県条例 対象能力	
1	工場の 用に供 するも の	送風機	—	7.5kw以上	
2	圧縮機(冷凍機を除く)		7.5kw以上	—	
3	金属加 工機械	液圧プレス	○	—	
		機械プレス	○	—	
		せん断機	1kw以上	—	
		鍛造機	○	—	
		ワイヤーフォーミングマシン	37.5kw以上	3.75kw未満	
4	土石用・ 鉱物用	破碎機	7.5kw以上	—	
		摩砕機	7.5kw以上	—	
		ふるい	7.5kw以上	—	
		分級機	7.5kw以上	—	
5	"の加工 用に供 するもの	切断機	—	3.75kw以上	
		織機	○	—	
6	建設資 材製造 機械	動力打綿機	—	○	
		動力混打綿機	—	○	
		コンクリートブロックマシン	2.95kw以上	—	
7	建設資 材の製 造の用 に供す るもの	コンクリート管 製造機械	10kw以上	—	
		コンクリート柱 製造機械	10kw以上	—	
		コンクリートプラ ント(気ほうコンプ リートプラントを除く)	—	混練機の 混練容量が 0.45m3以上	
		アスファルトプラント	—	混練機の 混練容量が 200kg以上	
8	木材加 工機械	ドラムパーカー	○	—	
		チッパー	2.2kw以上	—	
		マッチ 軸木の 製造の 用に供 するもの	軸むき機	—	○
			軸きざみ機	—	○
			選別機	—	○
			乾燥機	—	○
軸そろえ機	—	○			
8	印刷機械		2.2kw以上	—	
9	ゴム練用又は 合成樹脂練用のロール機		○	—	
10	合成樹脂用射出成形機		○	—	
11	製鋼の用に供するもの	鑄造型機	○	—	
		製鋼の用に供するもの	—	○	

※ ○は能力の大小にかかわらず届出が必要